

## 春日部市工事成績評定要領

### （目的）

第1条 この要領は、春日部市が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### （評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負代金額が200万円を超える請負工事とする。ただし、別表第1に示す工事については、評定を省略することができる。

2 前項のもののうち、当初請負代金額が1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の請負工事の中間検査を実施したときは成績評定の対象とすることができる。

### （評定の内容）

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

### （評定者）

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、春日部市工事監督要綱第3条（令和5年3月30日制定）の規定による担当監督員、総括監督員及び春日部市工事検査規則（平成17年規則第156号。以下「検査規則」という。）第4条の規定による検査員とする。

### （評定方法）

第5条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督または検査で確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して、的確かつ公平に行うものとする。ただし、一の工事の評定者となる担当監督員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。

3 評定は、別紙の考査項目別運用表により行い、検査規則様式第9号の「工事成績報告書」（以下「報告書」という。）に記録するものとする。

### （工事成績の報告）

第6条 担当監督員と総括監督員は工事が完成したとき、検査員は完成検査を実施したときにそれぞれ評定を行い、同一の報告書により検査命令権者に報告するものとする。

2 報告を受けた命令権者は、検査規則第12条の規定による工事検査結果の報告時に報告書を添えて報告するものとする。

3 報告書は公開するものとする。

### （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、評定結果の通知、公表及び修正については、春日部市工事成績評定結果通知公表要領（平成23年11月9日制定）に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(工事成績評定要領の廃止)

- 2 工事成績評定要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施工期日)

- 1 この要領は、部長の決裁があった日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に当初契約した工事について適用し、同日前に当初契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係） 評定を省略することができる工事

主たる工事内容が照明灯・道路反射鏡・防護柵・転落防止柵・標識標柱・区画線・整地・浚渫・側溝及び水路蓋掛け・管渠の維持修繕・小径管渠更生・解体・電気・機械設備設置・植栽剪定・遊具設置・無線・その他軽微な工事のいずれかに該当する工事、その他工事主管課長が不要と認めた工事（契約課長（工事検査を担当する課長が置かれている場合にあつては、当該課長）あて協議が必要）